

## 蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域毎の状況について

川本, 芳昭

<https://doi.org/10.15017/1904669>

---

出版情報 : 史淵. 132, pp.65-88, 1995-03-20. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について

川 本 芳 昭

## 序 言

- 一節 河南・淮北
- 二節 淮南
- 三節 長江下流域
- 四節 福建（以上本稿）
- 五節 江西
- 六節 湖北
- 七節 湖南（以上次稿）
- 八節 陝西・漢中・四川
- 九節 貴州・雲南
- 十節 広東・広西

## 序 言

六朝時代における中国の中部・南部地域に存在した所謂蛮についての研究は、当該時代における江南開発との関連、漢民族の形成との関連、当該時代における国家、社会構造との関連において極めて重い意味を持っている。それ故私はこうした問題関心に基づいて二、三の小論を発表してきたが、その際当該時代のこの地域全般の民族問題が中国史全体の流れの中に位置づけた際、どのような段階にあったといえるのか、という疑問を絶えず懐きつづけてき

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について（川本）

た。この点は現在の研究者の間においても未だ充分には意見の一致をみていない問題といふことができる。しかし、洞庭湖周辺の武陵蛮や長江下流域の山越といった個々の族についての研究の深化もさることながら、先述のような問題意識の下に、この問題を全面的に考察することは、当該時代の研究において重要であるばかりでなく、当該時代より前の時代と、後の時代とのつながりを明らかにするうえで極めて重要な意味をもっているといふことができるであろう。本稿はこうした研究の手始めとして、当該時代における蛮関係の史料を河南・淮北、淮南、長江下流域、福建、江西、湖北、湖南、漢中・四川、貴州・雲南、広東・広西の各地域単位に分類し、それをさらに「分布」、「人口」、「状況」、「豪強」といった基準で分別、以て当該時代における中国中南部の個々の地域の具体的状況を明かにし、今後の研究の足掛りを見出だそうとするものである。

この考察によって、当該時代の蛮の存在地域が、都のそばにまでせまっていることにあらわれているように極めて広範囲にわたり、かつその人口数が一般に想像されているよりも著しく多数にのぼること、当該時代の蛮は中国の混乱状況をうけ逆にその分布地域を広げていること、漢化した蛮、蛮化した漢のなかで豪強化したものと地方、中央政府との間に相互依存の関係がみられ、そうした構造の上に当時の国家が存在していたという面をもつこと、福建、江西、長江下流域などは中国化の度合いが強いが、湖北、湖南、四川、貴州、雲南、広東、広西などの地域には郡県支配が行われているにもかかわらず「外地」が依然として広く存在しており、国家による領域的支配が未だ充分には貫徹していないこと、当該時代における蛮域とそれより後の時代における蛮域との変遷等が具体的に明らかとなるであろう。

なお、以下に掲げ考察する各地域毎の史料は年代の古いものから順に配列されている。

また、以下の諸節における考察では、初めに当該時代における蛮の分布状況を伝える史料を掲げ、次いで人口数、存在状況、蛮と在地豪強とのつながり、当該時代より後の状況を示す史料を順に掲げ考察していく。その際、例えば

「分布」を示す史料には「状況」をも示すもの、「状況」を示す史料の中には「豪強」についても合わせ示すものなどがあるが、そうした場合はそれぞれ先行する「分布」、「状況」の分類の中に史料を掲げ、「状況」、「豪強」の分類中には再掲しないこととする。

## 一節 河南・淮北

### 分布

#### 1 北接淮汝、南極江漢、地方数千里。

(宋書卷九七豫州蛮伝)

汝水は河南省崇皇西南の天息山に発する。淮水は河南・湖北省境の桐柏山に発する。それ故ここに「北接淮汝、南極江漢」とみえる豫州蛮の存在地域は洛陽南方の山岳地帯から伏牛山脈を経て桐柏山に至り、漢水流域に沿って東南東に横たわる河南、湖南、安徽三省の省境、大別山脈一帯を主に指していると考えられる。

#### 2 曹景宗、字子震、新野人(河南省新野、南陽と襄陽の間)。父欣之為宋將、……(景宗)未弱冠、欣之於新野遣出州(雍州襄陽)。以匹馬將數人、於中路卒逢蛮賊數百圍之。景宗帶百余箭、乃馳騎四射。每箭殺一蛮、蛮遂散走。因是以膽勇知名。……(梁書卷九曹景宗伝)

曹景宗は成人して蛮討伐に功績をあげ、のち梁建国の功臣となる。彼が蛮の討伐に功績をあげるのは南斉建元初めのことであり(時建元初、蛮寇群動、景宗東西討撃、多所虜破……本伝)、彼が都に出るのは宋元徽中のことである。つまり、右の史料は宋代後期の事柄を伝えたものと考えられるが、彼が新野から襄陽に至る「中路」において蛮の攻撃を受けたということは当時のこの地域の蛮の分布を考える上で重要な意味をもっている。それはこの辺り一帯が漢水の中流域にあたり、伏牛山脈、桐柏山の山並みに囲まれた東西一五〇km、南北一五〇kmほどの平野部であることである。この平野部が当時どのような植生をもっていたのか定かではないが、この史料は当該地域の蛮が

単に山間部のみではなく南陽、襄陽といった重要都市周辺の平野部にまで存在したことを示しているとされよう。

ref. A 北魏魯郡太守張猛龍清頌碑陰、第十一列新陽縣の條に、諸士望とともにみえる田、樊、雷、梅、雷などの姓をもつ蛮  
(金石萃編卷二九)

魏の魯郡新陽縣の所在地は不明であるが、兗州の境内と考えられる。碑陰にみえる田、樊、雷、梅、雷などの姓のものは、この全てが当該時代には蛮の姓として見いだされるものであることから蛮と考えざるを得ないが、とすると何故こうした古来からの漢族の住地に蛮が居住しているのかという問題が生じる。恐らくこれは後述するような、蛮の討伐によって徙民された人々のことを伝えているのであろう。なお、この点に関しては、周一良『魏晉南北朝札記』（中華書局、一九八五年）三八五頁参照。

B 清河城也。後蛮居之。故世称蛮城也。  
(水経注卷五漯水)

清河は河北・山東省境の現山東省臨清県東方に位置する。この蛮も ref. A でみた徙民された蛮と関係があるであろう。

3 于時北至商洛、南拒江淮、東西二千余里、巴蛮多叛。  
(隋書卷四〇王誼伝)

商洛とは商県（現陝西省商県東）、上洛県（現陝西省商県）のこと。上記1の豫州蛮とこの巴蛮とがどのような関連をもつものかは定かでない。

4 討徐州（治江蘇省徐州）宜封二洞、悉平。  
(隋書卷五五杜彦伝)

洞は蛮の集落に対する呼称。この点については拙稿「六朝期における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」（『史学雑誌』九五編八号、一九八六年）参照。「宜封二洞」が宜洞と封洞の二洞なのか、宜封に存在する二つの洞なのかは確定できない。因みに、宜封という地名は管見の及ぶ限りでは見出しえない。何れにせよ当該時代の徐州に洞が存在していたことをこの史料は伝えていると考えられる。

上記の1〜4はいずれも当該時代の河南、淮北の広範な地域に蛮が存在したことを伝えている。因みに、顔魯公集の元君集墓碑銘に、「及迎寇首乱、逃難于猗玕洞、因招集二百余家、奔襄陽」とあって汝州に住んでいた元君表が安録山の乱の時、洞に非難したことを伝えている。日野開三郎氏の研究によれば、山棚と呼ばれる狩猟民が唐、汝、蔡州などの河南省の地には唐代にあつても居住し、安録山の乱の際には王朝側について活躍したという（日野開三郎「唐代の戦乱と山棚」、軍事史学二号、一九六六年）。恐らくこの山棚は上記した諸蛮の後身であろう。ただ、その分布の密度は後述する諸史料からみると、当該時代に比べ薄くなつていゝと考えられる。

## 人口

1 (天統) 四年(五六八年)、除豫州道行台僕射豫州刺史(北齐の治所は河南省汝南)……管内蛮多華少。……比至武平末、招慰生蛮、輸租賦者数万戸。(北齐書卷四一元景安伝)

右の租賦を輸すようになった数万戸の蛮は、数万戸を仮に五万戸とし、それに東魏時代における一戸あたりの平均口数三・七八を乗ずると十八万九千人となる(乗じた比率は梁方仲編『中国歴代戸口、田地、田賦統計』(上海人民出版社、一九八〇年)に拠る)。

## 状況

1 二年(太安二年、三〇三年)……五月、義陽蛮(義陽国の治所は現河南省新野)張昌拳兵反。以山都人丘沈為主、改姓劉氏、偽號漢、建元神鳳、攻破郡县。南陽太守劉彬、平南將軍羊伊、鎮南大將軍新野王歆並遇害。六月、遣荊州刺史劉弘等討張昌于方城。王師敗績。……張昌陷江南諸郡。武陵太守賈隆、零陵太守孔紘、豫章太守閻濟、

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について(川本)

武昌太守劉根皆遇害。昌別帥石冰寇揚州。刺史陳徽與戰、大敗。諸郡盡沒。……八月……庚申、劉弘及張昌戰於清水、斬之。  
（晉書卷四惠帝紀）

この義陽蚕張昌は前掲分布1、2の蚕とつながりがあるであろう。張昌については晉書卷一〇〇に列伝があり、そこには、「張昌、本義陽蚕也。少年為平氏県吏。」とみえ、彼が若いころ義陽の東方五〇km、淮水の源流たる桐柏山の西麓・平氏県の「吏」となっていることを伝えているが、当時のこの地における蚕の存在形態を窺ううえで興味深い。

2 出身補郡吏（南陽郡の吏、南陽は河南省南陽）。父所蚕為殺。殺其父者嘗出郡。越於市中刺殺之。

（宋書卷八三宗越伝）

右の市中に出入する蚕の存在、或いは上記の人口1にみえる租賦を納めるようになった蚕の存在からは、この地域の蚕が相当熟蚕化した存在であったことを窺うことができよう。こうしたことは後掲の史料からみえることである。

3 後試守魯陽郡（洛陽南東一〇〇km 伏牛山北麓 河南省魯山）。道元表立饗序、崇勸学教。詔曰、魯陽本以蚕人、不立大学、今可聽之。  
（蚕と大学 北史卷二七酈道元伝）

4 有巨象自至碭郡（安徽省碭山、徐州市の西八〇km）陂中、南兗州獲送于鄴。丁卯、大赦改元。  
（徐州近辺での巨象の捕獲 魏書卷一二孝靜帝紀、元象元年正月條）

5 賀拔勝為荊州（河南省魯山）刺史……值荆蚕騒動……因撫慰蚕左……遂稅得馬一千五百匹供軍。  
（蚕からの馬の徵発 周書卷二八史寧伝）

6 保定初、出為湖州（襄陽北西八〇km、河南省唐河）刺史。州界既雜蚕左、恆以劫掠為務。慎乃集諸豪帥、具宣朝旨、仍令首領每月一參、或須言事者、不限時節。慎每引見、必懇勤勸誠、及賜酒食……蚕俗婚娶之後、父母

雖在、即与別居……慎乃親自誘導、示以孝慈。……於是風化大行、有同華俗。

(蛮に対する教化 周書卷三五薛慎伝)

4の野生の巨象の存在は注意すべきである。何故なら、この象はアフリカ象ではなく現在の雲南にも少数存在するインド象系統のものと考えられるが、そうした象が生息しうる環境が当時はいまだ淮北の徐州のすぐ近くに存在していたことを右は示しているからである。江北における象の存在を伝えたこうした事例は他にもみられる(後掲)。また、3や6の大学設置や婚娶後同居の奨励は孝道など漢族文化の注入を意味しており、単なる徴発、徴税とは異なる、一段の中国化がこの地域では進行していたことを窺わせる。

## 豪強

1 李延孫、伊川(洛陽南四〇km)人也。……父長壽、性雄豪、有武芸。少与蛮酋結託、屢相招引、侵滅閩南。孝昌中、朝議恐其為亂、乃以長壽為防蛮都督、給其鼓節、以慰其意。……(長壽)盡其智力、防遏群蛮。伊川左右、寇盜為之稍息。永安之後……、(長壽)徒侶日盛。魏帝籍其力用、因而撫之。……頻有功。授衛大將軍北華州刺史、賜爵清河郡公。及孝武西遷、長壽率勵義士、拒東魏。……遷弘州刺史。東魏遣行台侯景率兵攻之。……城陷遂遇害、……追贈太尉。……延孫亦雄武、有將率才略。少從長壽征討、以勇敢聞。……賀拔勝為荊州刺史、表延孫為都督、肅清鴟路、頗有力焉。及長壽被害、延孫乃還、收集其父之衆。自孝武帝西遷之後……

(洛陽南辺の代々の豪強 周書卷四三李延孫伝)

rel. A 仲遵雖出自巴夷、而有方雅之操。歷官之処、皆以清白見称。

(周書卷四四泉企伝附 泉仲遵伝)

B 上洛(治陝西省商県)豐陽(陝西省山陽)人也。……尋除上洛郡守。及蕭寶夤反、其党郭子恢襲摠潼関。

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について(川本)

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について（川本）

七二

企率郷兵三千人、拒之。……泉企長自山谷、素無月旦之譽。而臨難慷慨、有人臣之節。

（周書卷四四泉企傳）

C 扶猛、字宗略、上甲黃土人也。其種落、號白獸（虎）蛮。世為渠帥。……太祖（宇文泰）以其世捩本郷、乃厚加撫納、授車騎大將軍・儀同三司……

（周書卷四四扶猛傳）

1の李延孫の父・長壽、及び李延孫は、あるときは蛮と連合して官を脅かし、あるときは官の側に立つて蛮を制圧している。こうしたかれらの存在形態は、彼らが蛮との間に強い結びつきを持っているのでなければ不可能なことであつたといえるであろう。この史料は当該時代におけるこの地の豪強の実態を考える上で参考となる、数少ない史料の一つである。Herz A、Bにみえる上洛の巴夷泉企、泉仲遵父子は分布史料<sup>3</sup>の「于時北至商洛、南拒江漢、東西二千余里、巴蛮多叛。」の巴蛮の出身であろうが、かれらが「郷兵」を率い、北朝の重臣となつた人々であつたことも（本伝参照）、この存在形態を考える上で、注意すべき点である。

## 二節 淮南

淮南の蛮については淮北と重なる部分が多いが、便宜上、節を改めて考察することとする。

### 分布

1 在江淮之間、依託險阻、部落滋蔓、布於數州、東連壽春、西通上洛、北接汝穎、往往有焉。其於魏氏之時、不甚為患、至晉之末、稍以繁昌、漸為寇暴矣。自劉石亂後、諸蛮無所忌憚、故其族類、漸得北遷、陸渾以南、滿於山谷、宛洛蕭條、略為丘墟矣。

（魏書卷一〇一蛮傳）

寿春は現安徽省壽県、上洛は現陝西省商県、陸渾は現河南省伊川の南西、嵩県の北北西、宛は現河南省南陽にあたる。この史料は五胡十六国時代になって、蛮が中国の混乱に乗じてその分布領域を拡大し、洛陽の南辺にまで迫ったことを伝えている。

2 史臣曰、……夫四夷孔熾、患深自古。蛮獠殊雜、……自元嘉將半、寇慝彌広、遂盤結數州、播乱邦邑。於是命將出師、恣行誅討、自江漢以北、廬江以南、搜山盪谷、窮兵罄武。繫頸囚俘、蓋以數百万計。

(宋書卷九七夷蛮伝)

右にみえる廬江郡は安徽省霍山県の東北に治所があった。右は劉宋時代のこの地以南と江漢以北の地に数百万を以て計えるとたとえられる程の蛮が存在していたことを伝えている。この分布は湖北にも及ぶものであるので、その実態については次稿六節において述べることにする。なお、この廬江郡には劉宋時代、始新左県という蛮戸を以て置かれた県も存在した(宋書卷三六州郡志、南豫州の條参照。左県については河原正博「宋書州郡志に見える左郡・左県の『左』の意味について」(法政史学一四号、一九六一年)、同著『漢民族華南發展史研究』(吉川弘文館、一九八四年)所収、参照。

3 于時北至商洛、南拒江淮、東西二千余里、巴蛮多叛。(隋書卷四〇王誼伝)

前節分布史料3参照。

4 授使持節都督霍州諸軍事、平山賊十二洞。(隋書卷六五周羅暉伝)

当該時代における霍州の治所は現安徽省霍山県の東にあった。県名は霍山からきている。霍山は大別山脈東部に位置する山岳(一七七四m)。ここに隋代のものとしてみえる「洞」は霍山の北麓に位置したのであろう。

後の事例

江淮之間、有深居山洞、多不属州县。(冊府元龜卷一六二、開元二九年條)

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について(川本)

右掲の記事は唐代になつても淮南の地に洞が存在したことを伝えているが、それは分布4でみた霍州の洞と重なるであろう。

## 状況

1 魏晋有雜号護軍。如將軍。今猶有鎮蛮安遠等護軍。鎮蛮以加廬江、晋熙、西陽太守……。

（宋書卷四〇百官志下）

ref. 西陽、南新蔡、晋熙、廬江等郡、置鎮蛮護軍、武陵郡置安遠護軍……。皆立府、随府主号輕重、而不為定。

（隋書卷二六百官志上、梁制）

廬江郡は大別山脈東辺、巢湖南方に位置する現安徽省廬江県、晋熙郡は先述のように大別山脈南麓、現安徽省潜山県、西陽郡は大別山脈南麓、現湖北省黄冈県東にあたる。[註] 史料にみえる南新蔡郡は大別山脈の南麓、現湖北省黄梅県西に位置した。つまり、当該時代にあつては大別山脈の南麓から東にかけて蛮統治のための將軍府が設置されていたことがわかる。南新蔡郡には、陽唐左県も存在している（宋書卷三六州郡志、江州）。因みに、武陵郡は現湖南省常德市。

2 田益宗、光城蛮也。……世為四山蛮帥、受制於蕭頤。太和十七年、遣使張超、奉表歸款。

（魏書卷六一田益宗伝）

光城郡は信陽県東七五kmの現河南省光山県で淮南に位置する。田益宗は南北抗争期にあつて北朝側について活躍した蛮の渠帥。

3 淮南有野象数百、壞人室廬。

（南史卷八梁紀、承聖元年二月條）

右は、象の存在を伝えた史料である。象の存在を伝えた史料は前節状況史料4で碭郡（安徽省碭山）の「巨象」の

例を挙げておいたが、右の史料は当該時代におけるこの地域の状況を窺う上で、さらにそれよりも重大な事柄を伝えているとされよう。何故なら、梁時代の淮南に野生の象が、それも数百もの単位で存在したということは、当時の淮南がそうした数の個体を養いうる生態系を保持していたことを示しているからであり、そのことはとりもなおさず当時の漢族による開発の進行状況を考える上で大きな示唆を与えるといえるからである。

### 三節 長江下流域

本節では長江下流域における山越を中心とした蛮について考察する。ただし、淮南に属する長江下流域については既に前節で取り上げたので、除外する。

#### 分布

1 安家之民、悉依深山。架立屋舍於棧格上、似樓状。居室飲食、衣服被飾、與夷州民相似。父母死亡、殺犬祭之。作四方函、以盛屍。飲食歌舞畢、仍懸着高山巖石之間、不埋土中作塚瑯也。男女悉無履。今安陽羅江（浙江省南部・瑞安から福建省北部連江）県民、是其子孫也。皆好猴頭羹、以菜和、中以醒酒、雜五肉。臠不及之。其俗言、寧自負人千石之粟、不願負人猴頭羹臠。

（太平御覽卷七八〇所引、沈瑩『臨海水土志』）

この史料については、凌純声「古代閩越人与台湾土着族」（學術季刊一之一、一九五二年、台灣）、川勝義雄「貴族制社会と孫呉政権下の江南」（中国中世史研究会編『中国中世史研究』、一九七〇年、所収）参照。

2 （孫）權表治為呉郡太守、行扶義將軍。割婁、由拳、無錫、毗陵為奉邑、置長吏、征討夷越。

（三國志卷五六、呉書卷一朱治伝）

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について（川本）

呉郡は現江蘇省蘇州、婁郡は現江蘇省崑山東北、由拳は現浙江省嘉興南、無錫は現江蘇省無錫、毗陵は江蘇省武進に治所があつた。右は孫呉の時代に、これらの地域が「夷越」、即ち山越に対する討伐の拠点ともいふべき所であつたことを示している。

3 (孫) 皓詔曰、……今呉郡陽羨、永安、余杭、臨水、及丹陽故鄣、安吉、原郷、於潜諸県、地勢水流之便、悉注烏程。既宜立郡、以鎮山越。……其亟分此九県、為呉興郡、治烏程。

(三国志卷四八、呉書卷三孫皓伝裴注)

陽羨県は現江蘇省義興の南、永安は浙江省武康の西、余杭は浙江省杭州の西、臨水は浙江省臨安の北、故鄣は浙江省安吉の西北、安吉は浙江省安吉の西南、原郷は浙江省孝豊の北、於潜は浙江省潜陽である。つまり呉興郡は丹陽郡と呉郡とから太湖西南の地域を割いて設置されたわけであるが、呉興郡という江南の名郡の設置が天目山山系に存在したと考えられる山越の鎮撫と連なるものであつたことは、当該時代の蛮の問題を考える上で重要な意味を持つているといえよう。因みに、治所烏程は浙江省湖州西南。

(隋書卷六一郭衍伝)

4 討東陽、永嘉、宣城、黟、歙諸洞、悉平之。  
東陽郡は現浙江省金華、永嘉郡は浙江省麗水、宣城郡は安徽省宣城、黟は安徽省黟県、歙は安徽省歙県にそれぞれ治所があつた。これらは三呉地方の後背地にあたる山がちの地域であるが、右の史料はここに隋代になつても洞が存在していたことを伝えている。

5 及高智慧等作乱江南、以行軍総管、從楊素擊之。万才率衆二千、自東陽別道而進。踰嶺越海、攻陷溪洞、不可勝数。前後七百餘戰。  
(隋書卷五三史万才伝)

右も隋代における4と同様の地域に洞の存在したことを伝えた史料である。

## 状況

1 丹陽賊帥費棧、受曹公印綬、扇動山越、為作內応。

(三国鼎立と蛮統治 三国志卷五八、呉書卷一三陸遜伝)

右は、前節状況2において指摘した事柄が、すでに山越の場合にもみられたことを伝えている。

2 孫権黄武五年、有大秦賈人字秦論、来到交趾。交趾太守呉邈遣送詣権。権問方土謡俗。論具以事对。時諸葛恪討丹陽、獲黠(与豎同)欵短民。論見之曰、大秦希見此人。権以男女各十人、差吏会稽劉咸送論。

(梁書卷五四中天竺三国伝)

諸葛恪伝に拠れば(呉志卷一九本伝)、このとき彼は丹陽郡の山越を討伐し多くの捕虜を獲得している。右のローマからの使者に与えられた黠欵の短民はそのときの捕虜と考えられるが、このことは山越が当時の漢族に比べ「短」であったことを推測せしめよう。つまり、山越は漢族とは異なった体質を持っていたことが推定されるのである。

3 宣城(安徽省宣城)多山県、郡旧立屯以供府郡費用。前人多発調工巧、造作器物。敬宣到郡、悉罷私屯、唯伐竹木、治府舍而已。亡叛多首出、遂得三千余戸。

(宋書卷四七劉敬宣伝)

宣城郡は西晋武帝の大康元年に丹陽郡を分けて立てられた郡である。後漢書卷三八度尚伝には、度尚とともに名将と称された抗徐が右述状況2の短民が捕らえられた黠欵の地に近接する丹陽郡宣城県の県長を試守したとき、「深林遠藪」の地にいる人々を県下に移したことを伝え、「徐字伯徐、丹陽人。郷邦称其膽智。初試守宣城長。悉移深林遠藪椎髻鳥語之人、置於県下。由是境内無復盜賊。」とある。ここにみえる「椎髻」は椎のような結い方をする鬚に対する呼称であり、蛮の風俗を示す際多用される。「鳥語」は鳥の囀るような話し方、漢族には理解できない言葉の意であろう。つまり、この抗徐伝の記事からは後漢末、丹陽郡宣城県の地が蛮地的色彩を濃厚に持っていたことが窺われるのであるが、本節分布3で掲げたようにこの地には隋の時代になっても「洞」が存在していた。ま



#### 四節 福建

##### 分布

1 晋安侯官（福建省福州）人也。世為閩中四姓。父羽有材幹、為郡雄豪。……於是尚書下符曰、……案閩寇陳宝心父子、卉服支孽、本迷愛敬。梁季喪乱、閩隅阻絶。父既豪俠、扇動蛮陬、椎髻箕坐、自為渠帥。……

（陳書卷三五陳宝心伝）

晋安郡侯官県は現福建省福州である。右の記事にみえる「扇動蛮陬」は梁末陳初の時期のこの地に蛮が存在したことを窺わせるが、右で「椎髻箕坐、自為渠帥」ついている陳宝心父子が「卉服支孽」と表現されていることは重要である。何故なら「卉服支孽」という表現は「世為閩中四姓」とされる陳氏が「椎髻箕坐」といった蛮風を身につけていたのみならず、蛮とのあいだに血縁、或いは姻戚關係が存在したことをも推測させるからである。

2 泉郎、即州之夷戸。亦曰遊艇子。即盧循之余。晋末盧循寇暴、為劉裕所滅。遺種逃叛、散居山海。至今種類尚繁。

……貞觀十年始輸半課。

（太平寰宇記卷一〇二、泉州條）

2の史料は唐時代のものであるが、盧循の殘党としての「夷戸」が広く存在したことは注目すべきことである。

##### 状況

1 建安太守（建安郡の治所は福建省建甌）、本閩越。秦立為閩中郡。漢武帝世、閩越反滅之、徙其民於江淮間、虛其地。後有遁逃山谷者頗出。立為冶県、属会稽。……後分治地為会稽東南二郡都尉。東部臨海是也。南部建安是也。吳孫休永安三年、分南部立為建安郡。……晋安太守、晋武帝太康三年、分建安立。

（宋書卷三三六州郡志）

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について（川本）

太平寰宇記卷一〇二泉州の條には、「東晋南渡、衣冠士族、多萃其地、以求安堵、因立晋安郡。」とある。つまり、先にみたように陳宝応の本貫であり、唐代にも泉郎という夷戸の存在した晋安郡は、東晋南渡の際、衣冠士族が移り住んだので会稽南部都尉から生まれた建安郡を分地し、設置された新郡という性格を持っているのである。

2 吳於此立曲郡都尉、主謫徙之人、作船於此。晋置晋安郡。 （元和郡縣志卷二九江南道福州）

宋書卷三六州郡志、江州晋安太守の條に、「温麻令、晋武帝太康四年、以温麻船屯立。」とあるが、とすればこの時代の江南道福州、即ち陳宝応の本貫である晋安の地にも孫吳の時代、屯が設置されていたと考えて大過ないであろう。即ち孫吳の時代のこの地では前節「長江下流域」状況3でみた「宣城（安徽省宣城）多山、郡旧立屯以供府郡費用。前人多發調工巧、造作器物。敬宣到郡、悉罷私屯、唯伐竹木、治府舍而已。亡叛多首出、遂得三千余戸。」とあるような状況が、いやそれよりさらに濃厚に開發の前線としての状況が展開していたと想定されるのである。

3 閩中本南朝畜牧地、可息羊馬。 （南朝畜牧の地としての閩地 新唐書卷一三二柳冕伝）

4 天監十年有州二十三、郡三百五十、縣千二十二。其後務恢境宇、頻事經略、開拓閩越、克復淮浦、平俚洞、破梓柯。 （梁武帝による開發と閩越 隋書卷二九地理志）

5 出為建安太守。……山酋方善謝稀、聚徒依險、屢為民患。僉潛設方略、率衆平之。

（山酋の活動 梁書卷二二王儉伝）

ref. 開元録云、閩縣越州地。即古東甌、今建州亦其地。皆蛇種。有五姓、謂林黃其裔。

（唐時代人の認識 太平寰宇記卷一〇〇江南東道福州）

第一節状況5に「賀拔勝為荊州（河南省魯山）刺史……值荆蛮騷動、……因撫慰蛮左、……遂稅得馬一千五百匹供軍。」とみえるように、当該時代の蛮は馬を飼育していた。それゆえ右記3にみえる南朝期福建における畜牧もそれと絡んでいられるかもしれない。いずれにせよ3、4から窺える状況は南朝における福建が、北朝に対抗する

ための一財政基盤としての性格を濃厚に持つており、それはある部分で諸葛亮による南中支配と類似した面を持つていたことを示しているとされよう。

一方、5のRef.は唐代においてさえもこの地の住民が蛇種と呼ばれ、卑しめられることがあつたことを伝えている。新唐書卷二〇三歐陽詹伝に、「歐陽詹、字行周。泉州晉江人。……閩人第進士、自詹始。」とあり、通典卷一五、歴代制下、大唐の條に「其黔中、嶺南、閩中郡県之官、不由吏部。以京官五品以上一人充使就補、御史一人監之。四歳一往、謂之南選。」とあるが、こうしたことは唐代になつても福建地域が右と相俟つて、新開地としての性格をもつていたことを示しているとされよう。

## 豪強

1 出為雲魔將軍晉安太守。閩越俗好反乱、前後太守莫能止息。侃至討擊、斬其渠帥陳称吳滿等。

(梁時代の反乱 梁書卷三九羊侃伝)

2 梁代晋安数反、累殺郡將。羽(陳宝応の父)初竝扇惑合成其事、後復為官軍鄉導破之。由之一郡兵權皆自己出。

……宝応自海道、寇臨安(海?)、永嘉、及会稽、余姚、諸暨。又載米粟与之貿易、多致玉帛子女。其有能致

舟乗者、亦竝奔歸之。

(陳宝応の交易活動 陳書卷三五陳宝応伝)

3 閩中豪帥往々立誓以自保。高祖甚患之。……乾既至、曉以逆順。所在渠帥竝率部衆開壁款附。

(梁末陳初における閩中豪帥の割拠 陳書卷二一蕭乾伝)

1にみえる晋安の「渠帥陳称」らの反乱は、2にみえる「梁代晋安数反、累殺郡將」の具体例といえよう。1の渠帥陳称の姓と陳羽・陳宝応の姓が同じということは、彼らが同じ晋安郡出身の同族であつた可能性の存在を窺わせるものである。おそらく3にみえる梁末陳初の「閩中豪帥」はかなり以前からこの地にあつて勢力を扶植していた

のであろう。この点は南朝における地方支配の実態を考える上で注意すべきことである。また、2は陳宝庇が海賊や交易行為を行っていたことを伝えているが、この「行為」は本節分布の2で掲げた「泉郎、即州之夷戸。亦曰遊艇子。即盧循之余。晋末盧循寇暴、為劉裕所滅。遺種逃叛、散居山海。至今種類尚繁。……貞觀十年始輸半課。」にみえる「夷戸」と関係がある可能性がある。因みに、讀史方輿紀要卷九五、福建讀史方輿紀要叙に、「今泉州夷戸有泉郎。亦曰遊艇子。厥類甚繁。……往往走異域、稱海商、招誘凶徒、漸成暴乱。嘉靖中、倭夷蹂躪之禍、此輩所致也。」とあり、同書同巻に続けて、「予曰、倭夷之志在子女玉帛而已。然其倡乱者、非皆倭也。即所謂泉郎之徒也。猶憶少時……先生曰、嘉靖三十七年（一五五八年）四月某日、倭賊攻興化府時……」とあり、「子女玉帛」を奪わんとする「泉郎」の「倭」との連動を伝えているが、分布2でみた「泉郎」、豪強2にみえる陳宝庇による「玉帛子女」の交易との関連で興味深いものがある。また、泉郎は白水郎と関連するものであるが、この点については藪田喜一郎「白水郎考」（金閣丈夫博士古稀記念委員会編『日本民族と南方文化』、平凡社、一九六八年）、福島好和「白水郎と海人」（関西学院史学二二号、一九八八年）等参照。

### 後の時代

既に若干の事例を挙げ、当該時代以降のこの地域の状況について述べておいたが、以下補論的に、この時代以降の福建の状況を若干述べておくことにする。

元和郡県志卷二九、江南道福建觀察使、福州尤溪県（現福建省尤溪）の條に、

尤溪県、開元二十九年（七四一年）開山洞置。県東水路沿流、至侯官県、西水路沂流至汀州龍巖県。

とある。福州尤溪県は現福建省尤溪県であるが、右は閩江上流のその尤溪の地に開元年間まで「洞」が存在したことを伝えている。

また、同図志卷二九、江南道福建觀察使、福州古田県の條にも、

古田県、開元二十九年（七四一年）開山洞置。東与連江接界。与沙県分界。

とあり、福州古田県（現福建省古田県東北東）の地にも開元年間まで「洞」が存在したことを伝えている。また、同図志卷二九、江南道福建觀察使、福州永泰県の條にも、

永泰二年（七六六年）觀察使李承昭、開山洞置。

とある。福州永泰県は現在の福州市の南西四〇kmあまりの地にあつたが、右はこうした地にも洞が存在したことを伝えている。

以上はいずれも六朝時代には晋安郡の置かれたところ、即ち唐代における福州の状況である。つぎに唐代に設置された福建省南部の漳州の地の状況について考察する。元和郡県図志卷二九漳州の條に、

漳州……本泉州地。垂拱二年（六八六年）析龍溪南界置。因漳水為名。初置於今漳浦県西八十里。開元四年（七一六年）改就李澳川。即今漳浦県東二百步旧城是。……乾元二年（七五九年）縁李澳川有瘴、遂權移州於龍溪  
県置。即今理是也。

とあり、唐代に設置された泉州（現泉州市）南部の龍溪を割いて垂拱二年漳州が設置されている。この設置は、全唐文卷一六四陳元光の條に、

元光、字廷炬、光州人。高宗朝、左玉鈐衛翊府左郎將、戊閩、遷嶺南行軍總管。とあり、続けて彼が奉つた請建州県表を載せ、その一節に、

茲嶺地極七閩、境連百粵、左衽居椎髻之半。……窮兇極暴、積弊遂踰於十稔。……其本則在創州県。……竊以臣嶺地曰安仁、誠為治教之邦、江臨漳水。實乃建名之本。如蒙勅定名號……

とあることからわかるように、陳元光という人物の建言によるものである。陳元光の事蹟については、右の全唐文所

載の請建州県表に続いて載せられている、漳州刺史謝表と全唐詩卷四五、元和姓纂卷三に若干の史料がみられるのみで、他の事例が見出せない。この点に関して、光緒漳州府志卷二四、官績一、陳元光の條には、

淳祐志称、陳元光父子、奉命討賊、掃除兇醜。又為之立郡県、置社稷、捐驅殞命而後已。唐史闕而不載、使豊功鉅烈無伝、有遺憾焉。然而累代褒崇、廟食百世、山河不改、惠烈無窮。……

とあるように、「欠伝」に対する批判がみられる。ただ、彼の事蹟については、右に「廟食百世」とあるように彼のための廟が建てられたが、そこに廟碑が存在することからかなり復元することができる。彼の廟については道光重纂福建通志卷二三壇廟、漳州府、漳浦県の條に、

威惠（烈）廟、在西門外三里許。祀唐左玉鈐衛翊府左郎將陳元光。唐嗣聖間、始建於雲霄。開元四年、隨邑治徙今所。廟有綽楔。題曰盛德世祀之坊。国朝康熙二十六年知県楊遇、新殿寢。寢祀夫人种氏。一號瀛山廟。……  
一在雲霄鎮西門外、右為柔懿夫人宮。或曰夫人元光女、從元光征伐蛮有功。故特祠於此。康熙初、邑人蔡祚週重建。

とあり、廟碑については馮登府撰『閩中金石志』卷一陳元光威烈廟記に、

輿地碑（記？）目、唐垂拱二年（六八六年）立。在漳州。碑云公姓陳、諱元光。永隆三年（六八二年）盜攻潮州。公擊賊降之。公（陳元光）請泉潮之間、創置一州。垂拱二年、遂勅置漳州、委公鎮撫、久之、蛮賊復嘯。公討之、戰没。因廟食于漳。

とある。福建地方も実見した宋の王象之が撰した輿地紀勝卷一三二福建路、漳州、官吏、陳元光の條には、

廟碑云、公姓陳諱元光、永隆三年（六八二年）盜攻潮州。公擊賊降之。公（陳元光）請泉潮之間、創置一州。垂拱二年（六八六）、遂勅置漳州、委公鎮撫、久之、蛮賊復嘯聚。公討之、戰没。因廟食于漳。

とあり、すでに趙宋時代にはこの碑が存在していたことがわかり、先の全唐文の記事などから推して、この廟碑を唐

代に立てられた真碑と考えてまず間違いないであろう。(因みに、同書卷一三一、福建路、漳州、風俗景勝の條の註文に拠れば、「唐垂拱二年、陳元光威烈廟記云、公乞建一州於泉潮之間、以控嶺表。即其屯、置鼎為治。」とあり、字句に食い違いがみられる。) 後代の地方志に拠れば、漳州府志卷二四、宦績一、陳元光の條に、

陳元光……總章二年(六六九年)、隨父領兵入閩。父卒代領其衆。……嗣聖三年(六八六年)上疏言、周官

七閩、宜增為八、請建一州泉潮間、以控嶺表。……朝議……元光父子久牧茲土、蠻民畏懷。……詔從之、給告身、俾建郡邑於綏安地。……乃率衆闢地置屯。

とあり、同志同卷、陳政の條に、陳元光の父である陳政について、

陳政、字一民、光州固始人。父克耕、從唐太宗……高宗總章二年蠻獠嘯亂、民苦之、僉乞鎮帥有威望者。

……進朝議大夫統領南行軍總管事……自許天正以下一百二十三員、俱稟号令。詔曰、莫辭病、病則朕醫、莫

辭死、死則朕埋。比至鎮百凡草創、備極勞瘁。群蠻來侵、自衆寡不敵、退保九龍山、奏請益兵。朝命以政兄敏

暨兄敷、領軍校五十八姓來援。敏敷道卒。母魏氏多智、代領其衆入閩。乃進師屯禦梁山之雲霄。……儀鳳二

年(六七七)四月卒、子元光。

とあることから、唐代における福建南部の「開拓」に果たした光州固始県(元河南省固始県)出身の陳氏一族の役割の大体を窺うことができるが、本稿との関わりにおいてこの「開拓」の歴史を考察するとき、福建南部の地が唐代において依然として蛮地としての性格を濃厚にもっていたことをがわかるのである。とりわけ、漳州府志卷四〇、古跡の條にも、

六朝以來成閩者、屯兵于泉州龍溪、阻江(漳州の九龍江)為界、挿柳為營。

とあるように、九龍江以東の地は全くの蛮地であったと言っても過言ではない状況にあったことがわかるのである。では福建東部はどうであろうか。元和郡縣圖志卷一九、江南道福建觀察使、汀州の條に、

開元二十一年（七三三年）、福州長史唐循、於潮州北、広州東、福州西、光龍洞、檢責得諸州避役百姓、共三千余戸、奏置州。因長汀溪以為名。

とあるように、潮州、広州、福州三州に跨がる光龍洞の地に汀州（州治は現福建省長汀）を置いたとしている。一方、新唐書卷四一汀州臨汀郡の條には、

開元二十四年開福撫二州山洞置。治新羅。大曆四年（七六九年）徙治白石、皆長汀県治。

とあつて右と食い違ふ。輿地紀勝卷一三二福建路、汀州、州沿革の條の註文には、

杜佑通典以為元和二十六年分置汀州。或為臨汀郡。唐志与年月亦不同。象之謹按、開元二十一年福州所奏得避役百姓三千余戸、乃在潮広福之間、而開元二十四年於福撫二州開置山洞、与二十一年地理小有不同、自開元二十一年建議至二十四年成郡、二十六年又分他郡之地、以益之、三者所書雖有不同、大率不過置郡之一節耳。

とあつて、この食い違ひの理由を追求しているが、いずれにせよこの州が「洞」をもつて設置された州であることはこの地の当時の状況を知る上で重要な意味を持つていとされよう。（因みに、前記元和郡県図志にみえる洞居の人々は「諸州避役百姓」であり、それだけに漢人である可能性があるが、こうした点についてはかつて発表した拙稿「六朝における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」（史学雜誌九五編八号、一九八六年、二節「洞について」）において考察した。）

太平寰宇記卷一〇二、江南東道一四、汀州の條には、

此州（汀州）初置在新羅（今長汀県西南）以其地瘴、居民多死。

とあり、この地が先にみた元和郡県図志卷二九漳州の條に、「漳州本泉州地。垂拱二年析龍溪南界置。因漳水為名。初置於今漳浦県西八十里。開元四年改就李澳川。即今漳浦県東二百步旧城是。……乾元二年縁李澳川有瘴、遂權移州於龍溪県置。今理是也。」とあつた漳州の地と同様に「瘴癘の地」であつたことがわかる。また、資治通鑑卷二五九、

唐紀七五、昭宗紀乾寧元年（八九四年）の條に、

是歲黃連洞蛮二万困汀州（胡注……黃連洞在汀州寧化縣南）。福建觀察使王潮遣其將李承勳將万人擊之。蛮解去。承勳追擊之、至漿水口、破之。

とあり、黃連洞蛮の攻撃を伝えてゐる。黃連とは新唐書卷四一、地理志五、江南道、汀州寧化縣の條に、

本黃連、天寶元年（七四二年）更名。

とあり、太平寰宇記卷一〇二、江南東道一四、汀州、寧化縣の條に、

武德初、為黃連。以地有黃連洞、因以為名。

とあるように、寧化縣の改名前の名稱である。つまり、黃連洞蛮とは汀州管内の蛮なのである。

以上の考察より、この地域の唐代における狀況は先にみた漳州の場合と大同小異の狀況にあつたことが窺えるのである。因みに、太平寰宇記卷一〇二、江南東道一四、汀州、長汀縣の新羅古城の條に、

（雜（新）羅故城、牛肅紀聞云、開元末、雜（新）羅縣令孫奉先、昼日坐廳事、有神、見庭中。披戈執戈。狀甚惡可畏。奉先見之驚起。神曰、吾雜（新）羅山神也。今從府主、求一牛為食、能見祭乎。祭吾當祐汝。奉先對曰、神既有請、誠不敢違。然格令有文、殺牛事大。請以羊豕代牛、可乎。神怒曰、惜一牛、不以祭。我不祐汝。其能宰。因滅。於是癘疫大起、月餘不息。奉先疾死。其家二十口亡盡。

とある。ここにみえる新羅縣は、輿地紀勝卷一三三福建路、汀州、州沿革の條に、

晉武平吳、分建安置晉安郡。又立新羅縣、而汀州始基於此。宋齊梁陳隋唐廢置無所考也。

とみえる新羅縣の後身であろうが、右でみたような汀州の狀況、すなわちこの地が蛮地としての性格を唐代においても濃厚に持つていたことを踏まえると、ここにみえる在地の神・新羅山神は、蛮神であつた可能性が極めて強いといふことが出来るであろう。もしこうした推測が當を得たものであるとするならば、宗教的側面における蛮漢両者の闘

争の一面を窺ううえで極めて興味深い事例ということが出来る。

また、宋史卷四一、理宗一、紹定三年二月戊戌の條に、南宋時代のこととして、

詔汀、贛、吉、建昌蛮獠竊発、經擾郡県、復賦税一年。

とある。贛は江南西路贛州、治は現江西省贛州である。吉は江南西路吉州、南北朝代の廬陵郡の地であり、治は現江西省吉安市、建昌は江南西路建昌軍、治は現江西省南城である。汀州の位置は唐代と同じである。つまり右の記事は南宋時代になつても汀州の地には蛮が出没したこと、及びその蛮寇が隣接する江西の地と連動するものであつたことを伝えている。また、右の史料にみえる汀、贛、吉、建昌の地はいずれも江西と福建とを隔てる武夷山脈の東西に位置する。このことは当時の蛮の居住地が武夷山脈山中に追いやられつつあつたことを推測せしめる。実はこうした「連動」は他にも多くの例をあげることができるが、この点は次節で江西の地における蛮の問題を論じる際、考察することにする。